

いじめ防止基本方針 全体計画

【めざす子ども像】

- 思いやりのある子（やさしく）・・・誰にでもやさしくできる児童
- 自ら学ぶ子（かしこく）・・・自ら学び、いじめについて考えることのできる児童
- ねばり強い子（たくましく）・・・基本的な生活習慣を身につけ、健康安全に努めることのできる児童

【いじめを防止するための基本的な姿勢】

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権意識を高める。
- 校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。
- いじめ防止基本方針に基づき取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- 発達障害を含む障害のある児童、外国人や帰国した児童など、特別な配慮が必要な児童生徒に対して支援する。

【保護者との連携】

- ・学校・学級だより、連絡帳、家庭訪問等での情報の発信と収集

【地域との連携】

- ・学校だより（回覧・HP）による情報発信
- ・地域に向向いての情報収集
- ・地域行事への児童・職員の積極的参加

【いじめ対策委員会】

- ・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、当該学級担任、養護教諭（基本的に全職員）
- ※外部委員
学校評議員（場合によってはPTA会長、民生児童委員）

【関係機関】

- ・市教育委員会
- ・警察
- ・民生児童委員
- ・西海市福祉部局
- ・公民館

【いじめを防止するための取組】

(1) 教職員として

- わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 授業を担当するすべての教員が授業を公開し、相互の授業を参観し合う機会を設ける。
- チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動で、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払う。

(2) 児童に対して

- 社会体験や交流体験の機会を計画的に設定し、他の児童や大人との関わり合いを通して、人と関わることの喜びや大切さに気づかせるとともに、絆づくりの推進や自己有用感の育成を図る。
- 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できる児童会の取組を推進する。

(3) 保護者・地域に対して

- あいさつや地域活動を通して、日頃から児童との関わりを深めてもらう。
- いじめに対する学校の取組を学校だよりや懇談会、評議員会等で伝え、理解と協力を得る。

【いじめを早期発見するための取組】

(1) 教職員として

- 日頃から児童の観察や理解に努め、「早期認知」「早期対応」を心掛ける。
 - ・出席を取るときに一人一人の顔を見て声を聞く、学級日誌や個人ノートを活用する、保健室の様子を聞くなど、今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを意識的、積極的に行い、児童の些細な変化に気づく。管理職は、毎日の巡回指導を行う。
 - ・気になる変化や行為が見られたときは、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモしておくなど、気づいた情報を確実に共有する。
 - ・些細な情報を放置したり、問題ではないと判断したりせず、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくるなど、（情報に基づき）速やかに対応する。
- 生活指導委員会を毎月1回開催し、児童の情報交換や情報収集に努める。
- 子どもの生活を把握するための生活アンケートを毎月実施する。
- 相談箱の設置や「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知など、教育相談体制を整備する。

(2) 児童に対して

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあればいつでも相談できることや、相談することの大切さを伝える。アンケートによる継続的な自己評価を行う。
- 教職員に直接話しにくい場合は、相談箱や相談電話等を活用できることを伝える。
- いじめられている児童がいたときは、悩みや苦しみを受け止め、全力で児童をいじめから守ることを伝える。

(3) 保護者・地域に対して

- 学校だよりや懇談会、評議員会等で教育相談の窓口を知らせ、家庭や地域で気になった様子が見られたときは、どんな些細なことでも連絡してもらうよう依頼する。

【いじめに対する措置（概要）】

- ・いじめ発生時の連絡系統の確立を図る。
- ・いじめ被害者、いじめ加害者、傍観者への対応方法の確立を図る。
- ・情報提供者が特定できないような配慮を行う。
- ・いじめ被害保護者、いじめ加害保護者への対応方法の確立を図る。

【いじめの重大事態とは】

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

<例>

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当な期間」については年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査に着手する必要がある。

【いじめの重大事態に対する措置】

- 組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- 調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供する。